

(注) 特定非営利活動促進法(NPO法)改正に伴い、平成29年4月1日より以下のとおり読み替えてご利用ください。

(読み替え前) 仮認定

(読み替え後) 特例認定

より信頼される NPO法人になるために 寄附と会計のはなし



かがやくけん、かがわけん。

香川県

社会貢献をしたいという人の気持ちを活かそう



私たちが、あなたのお気持ち、活かします。



NPO（民間非営利組織）には、社会や地域の課題解決に向けて、その多様な価値観に基づく自由な意思により、迅速で柔軟な取り組みを行うという社会的な意義があるとともに、NPOで活動する人にとっては、人のために働くことで自己実現が図られるという個人的意義もあると言われています。

さらに、一般の人の社会貢献をしたいという気持ちを社会的成果につなげる場を提供することもNPOの重要な役割です。

寄附募集という行為は、財政上の課題解消につながるだけでなく、ボランティアをしたい、社会のために何かしたいという人の気持ちを社会に橋渡しすることでもあります。

さあ、社会貢献の気持ちを活動に活かしていきましょう。

寄附も社会貢献のひとつのカタチ…



広く県民に寄附を促すことにより、NPO法人等の活動を支援するしくみとして、**認定NPO法人制度**と**香川県NPO基金制度**があります。

認定NPO法人制度とは、認定NPO法人や認定NPO法人への寄附者に対して、様々な税制上の優遇を与えることで、認定NPO法人の活動を応援する制度のことです。平成23年のNPO法等の改正で、認定NPO法人制度の抜本改革が図られ、多くのNPO法人に認定の機会が広がりました。

香川県NPO基金制度とは、広く県民から寄附金を募り、基金に積み立て、これを原資としてNPO活動を応援する制度です。寄附者は、支援したい団体や活動の分野を指定することができます。寄附者が指定できるNPO法人は、県にあらかじめ登録されていなければなりません。

注 このパンフレットでは次のように省略しています。

- 特定非営利活動促進法→NPO法
- 特定非営利活動法人→NPO法人
- 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人→認定NPO法人（ただし、どちらか一方のみを指す場合には区分けや注意書を書きます。）
- 香川県特定非営利活動促進基金→香川県NPO基金

このパンフレットは、「特定非営利活動促進法のあらまし」等内閣府のパンフレット及び「NPO法人会計基準ハンドブック（発行：認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク）」を参考にして作成しています。

認定NPO法人制度



認定NPO法人制度とは、NPO法人への信頼を高めることで、寄附を促すしくみのことです。

認定NPO法人になるためには、一定の基準を満たすものとして、所轄庁から認定を受ける必要があります。

これまで、認定は国税庁が行っていましたが、認証と同じように香川県などの所轄庁が行うことになり、申請や相談がしやすくなりました。また、認定を受けるための基準が緩和されたほか、設立間もないNPO法人であっても税制優遇を受けることができるように、スタートアップ支援として**仮認定制度**が導入されました。



※「PST」については4ページをご覧ください。

認定NPO法人のメリット

税制優遇



しっかりとした組織



信用・信頼



- 税制優遇されるので寄附が集めやすくなります。
- 認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- 認定を受けるために一層進んだ情報公開や適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

寄附が集めやすくなるのだったら、認定NPO法人めざしてみようかな。



そうよ。がんばろうよ！

認定NPO法人になるための要件

認定NPO法人になるためには、次の基準を満たしていることが必要です。



- ① パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること (仮認定NPO法人の申請では、PSTは必要ありません)
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
「共益的な活動」とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の交流会などの活動をいいます。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
 - ・役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
 - ・役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること。
 - ・会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
 - ・不適正な経理を行っていないこと。 など
- ④ 事業活動の内容が適正であること
 - ・宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
 - ・役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
 - ・総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上であること。
 - ・受け入れた寄附金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。 など
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

※実績判定期間において上記の基準を満たしていなければなりません。ただし、実績判定期間から認定申請時まで、継続して満たしていなければならないものもあります。

※上記の基準を満たしていても、欠格事由に該当するNPO法人は、認定又は仮認定を受けることはできません。

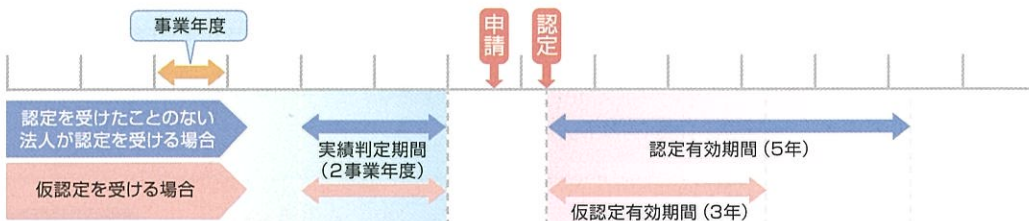
認定と仮認定のの違い

	認定	仮認定
要件	8つの要件を全てクリア	PST以外の7つの要件をクリア
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
申請可能な法人	すべてのNPO法人	設立後5年以内の法人(経過措置あり)
実績判定期間	5事業年度(初回申請は2事業年度)	2事業年度
更新	更新あり	更新なし
税制優遇が認められるとき	①個人が寄附をした場合 ②法人が寄附をした場合 ③相続人が寄附をした場合 ④認定NPO法人がみなし寄附をした場合	左のうち、①、②のみ (③、④は適用なし)

平成27年3月末までは5年を超えていても申請できますよ。

実績判定期間

(PST等の認定要件の判定対象となる期間)



実績判定期間は、初めて認定の申請する場合は2年で、次からは5年になるのですね。



はい。認定の更新をする場合は、有効期間の満了の日の6ヶ月前から3ヶ月前までの間に更新申請をしなければなりません。

パブリック・サポート・テスト (PST)

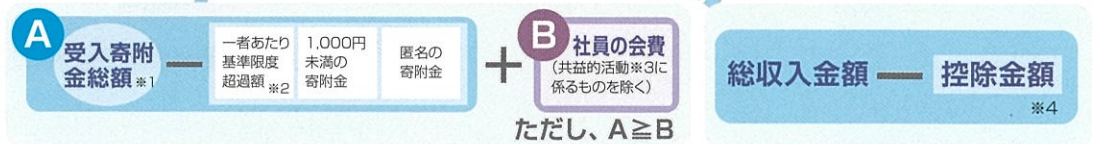


PSTとは、広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。PST基準の判定に当たっては、「相対値基準」か「絶対値基準」のいずれかを選択します。仮認定NPO法人の申請には必要ありません。

相対値基準

実績判定期間における割合で判定します。

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$



- ※1 寄附金
寄附金とは「支出する側に任意性があること」と「直接の反対給付がないこと」の2つの要件を満たすものをいいます。この要件を満たせば、賛助金、助成金などの名称であっても、寄附金になることがあります。
- ※2 一者あたり基準限度超過額
同一の者からの寄附金の合計額のうち、受入寄附金総額の10%を超える部分の金額 (例外あり)
- ※3 共益的活動
会員等に対するサービスの提供や会員相互の交流会など、その対象や便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動等
- ※4 控除金額
①国や県などからの補助金等 (この金額をPSTの分子・分母に算入するパターンと算入しないパターンとがあり、どちらかを選択できます。小規模法人の特例の場合でも同様です。)
②国や県などからの委託事業費
③法令に基づく事業の対価のうち、国や県などの負担分 (例：介護報酬の国や県の負担分)
④資産売却による臨時収入
⑤遺贈等による寄附金のうち一者当たりの基準限度超過額
⑥1,000円未満の寄附金
⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金

小規模法人の特例

小規模法人であれば、簡易な計算式によるPSTを選択できます。
「1,000円未満の寄附金」や「匿名の寄附金」をPSTの分子・分母から引く必要がありません。
(例：募金箱への寄附なども、PSTの算定に入られます。)

小規模法人の要件 (実績判定期間において)

年間平均収入額が
800万円未満

かつ

3,000円以上の寄附者が
50人以上

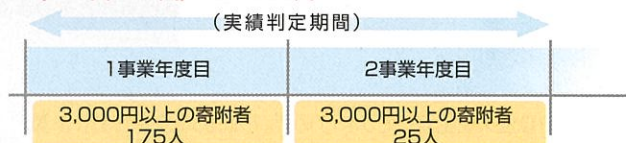
絶対値基準

3,000円以上の寄附者が 年平均100人以上であること

年平均100人以上とは…

例1

実績判定期間において、1年目に175人、2年目に25人から3,000円以上の寄附があった場合
⇒ (175人+25人) ÷ 2 = 100人



例2

設立後、間もない法人が、1年目は寄附者がいなかったが、2年目において150人から3,000円以上の寄附があった場合
⇒ (0人+150人) × 12 ÷ 18 = 100人



認定NPO法人に対する税制優遇

寄附者に対する 税制上の措置

1 個人が認定NPO法人に寄附した場合

寄附金控除を受けられます。

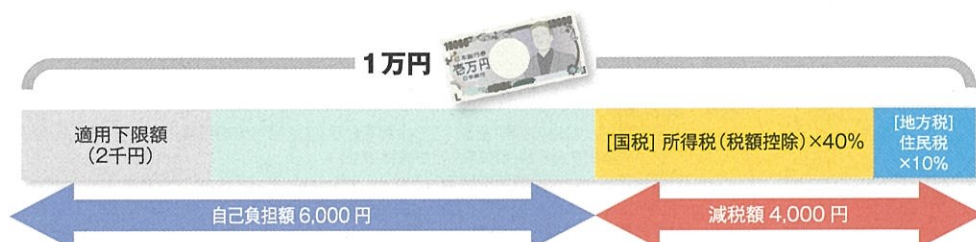
- ・所得税では、「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択できます。
- ・県民税も、寄附金控除が受けられます。
- ・市町民税は、市町が寄附金控除の対象として認定NPO法人を指定している場合は、寄附金控除が受けられます。



1万円寄附 したらどうなる?



例 年収300万円(所得金額192万円)の人が1万円寄附した場合、(確定申告をすれば)最大4千円の還付を受けることができます。(所得税の税額控除を選択した場合)



控除される額は、
 所得税 (10,000円-2,000円)×40%=3,200円
 住民税 (10,000円-2,000円)×10%=800円 **合計4,000円**

(注) 寄附金控除には、一定の上限額があります。

税額控除は、所得税額から
直接控除する方法ですね。



はい。税額控除方式は、平成23年の
税制改正により導入された制度です。
このほか、所得金額から差し引くこと
ができる所得控除もあります。
寄附者は所得額に応じて、税額控除
か所得控除か、どちらか有利な方
を選択できます。

税額控除と所得控除
比べてみよう!

例 年収300万円(所得金額192万円)の人が1万円寄附した場合の減税額
税額控除を選択した場合の減税額は、4,000円



所得控除を選択した場合の減税額は、1,200円



所得控除は所得が多いほど有利となります。

※現在、高松市は、寄附金控除の対象として認定NPO法人を指定していますので、市民税の控除があります。
 指定していない市町では、市町民税の控除はありません。

2 法人が認定NPO法人に寄附した場合

一般寄附金の損金算入限度額に加えて、
別枠の損金算入限度額が設けられています。



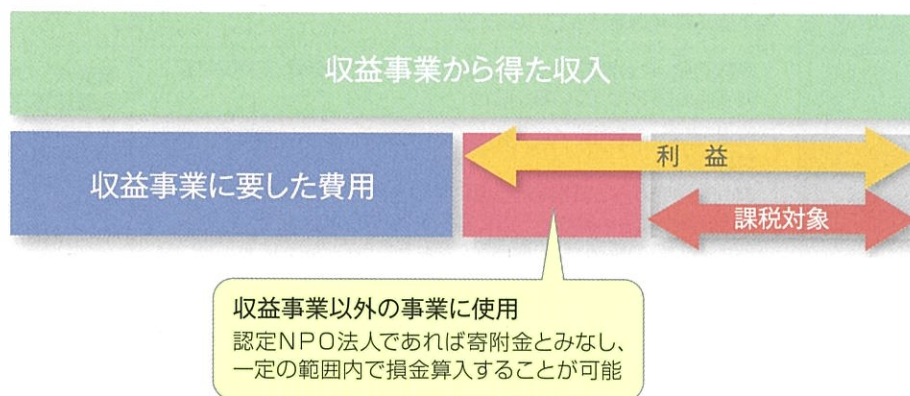
3 相続人が認定NPO法人に寄附した場合

寄附をした相続財産が非課税になります。

相続又は遺贈により財産を得た人が、その財産を認定NPO法人に寄附した場合、寄附した財産は相続税の課税価格の計算に算入されません。(仮認定NPO法人は適用されません。)

認定NPO法人
に対する税制上
の措置

認定NPO法人のみなし寄附金制度



認定NPO法人が、収益事業から得た利益を収益事業以外の特定非営利活動の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます。こののみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までです。(仮認定NPO法人は適用されません。)

参 考		法人税法	
NPO法	法人税法	収益事業	収益事業以外の事業
特定非営利活動に係る事業		課 税	非課税
その他の事業		課 税	非課税

特定非営利活動であっても、
法人税法では収益事業と
なる場合があるんですね。



認定申請の事前チェックをしてみよう



認定要件	認定基準の概要	チェック資料等	チェックポイント
①PST(実績判定期間)	<p>どちらかを満たしていればOK</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.相対値基準(経常収入金額のうち、寄附金等収入金額が占める割合が20%以上であること) 2.絶対値基準(3000円以上の寄附者数が年平均100人以上であること) 	事業パンフレット、会報誌等、総勘定元帳等の帳簿、寄附金・会費の明細、助成金等の募集要項・申請書・報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者名簿が整備されていますか ・寄附金に該当する助成金等がありますか ・寄附金に該当する賛助会費等がありますか
②活動の対象について(実績判定期間)	<p>事業活動のうち、下記の1から4に掲げる活動の占める割合が50%未満であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 2.特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 3.特定の著作物又は特定の者に関する活動 4.特定の者の意に反した活動 	事業パンフレット、会報誌等、総勘定元帳等の帳簿、事業費の内容がわかる資料(事業報告書等)取引(活動)の相手方との関係がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公益活動や特定の者に便益が及ぶ活動の割合は、50%未満になっていますか
③運営組織・経理について	<ol style="list-style-type: none"> 1.役員構成が基準を満たしていること(役員のうち、親族関係で構成する最も大きなグループの役員が占める割合が1/3以下)(役員のうち、特定の法人で構成する最も大きなグループの役員等の占める割合が1/3以下) 2.各社員の表決権が平等であること 3.公認会計士等の監査を受けていること、または、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること 4.不適正な経理を行っていないこと 	従業員一覧、給与台帳、役員名簿、社員名簿、総会等の議事録、総勘定元帳等の帳簿、入出金伝票、領収書、請求書、預金通帳、税務申告に関する書類、事業費・管理費の区分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・会員名簿は整備されていますか ・総会議事録が作成されていますか ・会計帳簿を適切に作成し、保存していますか ・会計帳簿に従って、適切に活動計算書等を作成していますか ・事業費・管理費を適切に区分していますか ・費途不明金はありませんか
④事業活動について	<ol style="list-style-type: none"> 1.宗教活動、政治活動、特定の公職者又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと 2.役員、社員、職員若しくは寄附者又は親族等に特別の利益を与えないこと ・営利を目的とした事業を行う者に寄附を行っていないこと ・宗教活動、政治活動を行う者に寄附を行っていないこと ・特定の公職の候補者(公職者)に寄附を行っていないこと 3.実績判定期間において ・特定非営利活動にかかる事業費が総事業費の80%以上であること ・受入寄附金額の70%以上を特定非営利活動に充てていること 	事業パンフレット、会報誌等、従業員一覧、給与台帳、総勘定元帳等の帳簿、事業費・管理費の区分基準、寄附金・会費の明細、取引(活動)の相手方との関係がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教や政治、特定の公職者や政党を支持する団体等、営利を目的とする法人への寄附金等を支出していませんか ・役員やその親族等の特別の利益になる支出はありませんか ・事業費・管理費を適切に区分していますか
⑤情報公開について	<p>下記の書類を閲覧させていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.事業報告書等、役員名簿、定款等(認証法人の時と同じ) 2.認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類及び寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 3.役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 4.収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項などを記載した書類 5.助成の実績、海外送金等の金額・使途等を記載した書類 	閲覧対象となる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧の対象となる書類は整っていますか
⑥事業報告書類の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法の規定により所轄庁に提出していること	事業報告書等、定款等、役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・期限内に提出していますか
⑦不正行為等について	<ol style="list-style-type: none"> 1.法令又は法令に基づいて行う行政庁の処分に違反する事実がないこと 2.偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実等がないこと 	事業パンフレット、会報誌等、従業員一覧、給与台帳、総勘定元帳等の帳簿、取引(活動)の相手方との関係がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の規定に沿って法人運営を行っていますか ・NPO法その他の法令に違反していませんか
⑧設立後の経過期間について	申請書提出日を含む事業年度初日において、設立から1年を超える期間が経過していること	認証関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設立(法人登記)から1年を超える期間が経過していますか

認定NPO法人の義務



認定NPO法人になると、これまで以上に、適正な法人運営が求められると同時に、新たな書類の提出や備え置き、情報公開が必要となります。

認定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人は、毎年、事業報告書等に加えて、役員報酬規程等の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

認定NPO法人の情報公開義務

認定NPO法人は、以下の書類を事務所に備え置き、閲覧請求があった場合には、閲覧させなければなりません。

- ① 事業報告書等、役員名簿、定款等（認証法人の時と同じ）
- ② 認定の申請書に添付した「認定等の基準に適合する旨を説明する書類」、「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」及び「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」
- ③ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ④ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項などを記載した書類
- ⑤ 助成の実績、海外送金等の金額・使途等を記載した書類



ぜひとも、認定NPO法人制度を活用して、寄附を募り、その寄附をみなさんの活動に活かしていただきたいものです。

寄附は信頼の証しよ。



よしっ！
認定にとって
寄附集めるぞ！

まずは、
帳簿をきっちり
しなきゃね。



がんばらなきゃ！

ドサツ！

認定申請のためには、寄附者名簿や帳簿などの継続的な管理が必要です。たとえば、PSTを確認するためには、寄附者名簿を作成し、寄附者全員の氏名、住所、寄附年月日、寄附金額、役員との親族関係を記載しておかなければいけません。

現在、NPO法人として設立したばかりの法人でも、将来に向けて、帳簿の管理などの準備をしておくことが重要です。

香川県NPO基金制度

香川県NPO基金制度とは、個人や企業等、広く県民から寄附金を募り、これを原資として、NPOの活動を支援するしくみのことです。



団体指定寄附
分野指定寄附
一般寄附

香川県
NPO
基金

香川県
ボランティア
・NPO
支援事業
選考
委員会

補助金
の交付

NPO基金
登録団体
(NPO法人)

各種NPO
支援策の
実施

県内NPO

香川県NPO基金には、支援したい団体を指定して寄附する「団体指定寄附」のほか、支援したい活動分野を選んで寄附する「分野指定寄附」、NPO活動全般を支援する「一般寄附」があります。NPO法人が補助を受けるためには、あらかじめ香川県NPO基金登録団体として登録されている必要があります。

また、香川県NPO基金への寄附は、「ふるさと納税」として取り扱われ、寄附した人や団体には税制優遇があります。

香川県NPO基金登録団体になるためには

登録を県に申請すると、県は、申請要件を満たしているか、活動が一定のレベルに達しているかを審査して、登録の適否を決定します。

申請要件

- ① NPO法人であって、原則として、その設立の日以後2年を経過しているもの。
- ② 主たる事務所の所在地が香川県内にあること。
- ③ 原則として、主たる活動を行う区域が香川県内であること。
- ④ 事業報告書等を期限内に提出し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること。
- ⑤ その事業を行うにあたり、団体の役員、社員等に対し特別の利益を与えていないこと。
- ⑥ 営利を目的とする個人若しくは団体又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- ⑦ 営利を目的とする同一の団体の役員、社員等である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えていないこと。
- ⑧ 宗教活動及び政治活動のいずれも行っていないこと。
- ⑨ 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- ⑩ 香川県NPO基金登録団体としての登録を抹消された日から2年を経過しない団体でないこと。

活動要件

- ① 広く県民を対象とするNPO活動を行っていること。
- ② より公益性の高いNPO活動を行っていること。
- ③ 活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること。

分野指定寄附

寄附者は、団体を指定する以外に、支援したい活動分野を次の中から指定するか、具体的な活動を指定して寄附することができます。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

香川県NPO基金に寄附した人への税制優遇

●個人が寄附した場合

- ・所得税は、所得税率に応じた寄附金控除が受けられます。
- ・住民税は、通常の寄附金控除のほか、住民税所得割額の20%を上限とした特例控除が受けられます。

控除額は最大（寄附金額－2,000円）！

【例】年収300万円（所得金額192万円）の人が1万円寄附した場合、（確定申告をすれば）最大8千円の還付を受けることができます。



控除される額は、
 所得税 $(10,000円 - 2,000円) \times 5\% = 400円$
 住民税 $(10,000円 - 2,000円) \times 10\% = 800円$
 住民税（特例控除） $(10,000円 - 2,000円) \times (90\% - 5\%) = 6,800円$ **合計8,000円**

（注1）※印は所得税率です。5%として計算しています。（注2）寄附金控除には、一定の上限額があります。

●法人が寄附した場合

寄附金額の全額が損金算入されます。

香川県NPO基金制度と認定NPO法人制度は、どちらも、寄附を活用してNPO法人等を支援するものですが、次のような違いがあります。

- 香川県NPO基金制度は県に対して寄附されるものであり、NPO法人が直接、寄附を受けるわけではありません。
- 香川県NPO基金制度は、県から補助金を受けるしくみのため、使い道に制約があります。
- 寄附者にとっては、香川県NPO基金制度の方が、認定NPO法人制度よりも寄附金控除の割合が大きくなります。
- 香川県NPO基金制度には、NPO法人自身の税制上の優遇措置（「みなし寄附」）はありません。



わかりやすい会計報告で、信頼を高めましょう

うーん、
活動計算書の書き方が
よくわからないなあ



ホームページに
載せてみんなに
見てもらうんだから、
がんばって!



NPO法人は、行政の価値観に左右されずに、法令に定める要件を満たしていれば設立を認める認証主義をとっています。自由な活動を行う代わりに、どんな人たちがどんな活動を行い、どのようなことにお金を使っているのかなどを一般の人たちに情報公開していくことで、信頼性が担保されると言えます。この情報の公開に重要な役割を果たすのが会計です。

「収支計算書」から「活動計算書」に

平成24年4月に施行された改正NPO法では、NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「活動計算書」と「貸借対照表」が「計算書類」として整理され、「財産目録」は付属的な位置付けになりました。



「活動計算書」に変えると、活動の実態がより分かりやすくなります。できるだけ早い段階で、「収支計算書」から「活動計算書」に切り替えていきましょう。(当面の間は、「収支計算書」でも受け付けます。)



NPO法人会計基準について

NPO法人にとってはこれまで統一された会計基準がなく、NPO法人が公表する会計報告はまちまちで、活動実態がつかみにくかったり、NPO法人間の比較が難しかったりしたことから、平成22年7月に、民間主導により、NPO法人のための会計基準が策定されました。内閣府においても、この会計基準がNPO法人の望ましい会計基準とされています。

活動計算書と貸借対照表

活動計算書は「収益」から「費用」を引いて「当期正味財産増減額」を計算します。また、費用は「事業費」と「管理費」に分けたうえで、さらに「人件費」と「その他経費」に分けます。



活動計算書

平成〇〇年度 活動計算書
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

科目	金額 (単位: 円)
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	****
賛助会員受取会費	****
2 受取寄附金	****
受取寄附金	****
施設等受入評価益	
3 受取助成金等	
受取民間助成金	
4 事業収益	
××事業	
◎◎事業	
5 その他収益	
経常収益計 (A)	****
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	
法定福利費	****
人件費計	****
(2) その他経費	
旅費交通費	
消耗品費	
減価償却費	
施設等評価費用	
その他経費計	
事業費計	
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	
給料手当	
法定福利費	****
人件費計	****
(2) その他経費	
地代家賃	
減価償却費	
その他経費計	
管理費計	
経常費用計 (B)	****
当期経常増減額 (C) = (A) - (B)	****
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	
経常外収益計 (D)	
IV 経常外費用	
1 固定資産売却損	
経常外費用計 (E)	
税引前当期正味財産増減額 (F) = (C) + (D) - (E)	
法人税、住民税及び事業税 (G)	
当期正味財産増減額 (H) = (F) - (G)	
前期繰越正味財産額 (I)	
次期繰越正味財産額 (J) = (H) + (I)	

経常費用を「事業費」と「管理費」に分けたうえで、さらに「人件費」と「その他経費」に分け、形態別に勘定科目を表示します。事業ごとの表示は、「注記」で行います。

活動計算書の「前期繰越正味財産額」と貸借対照表の「前期繰越正味財産」は一致します。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」は一致します。

【経常収益】
今期の活動についてどのようにして資金を調達したのかを表すものです。

【経常費用】
今期の活動についてどれくらいのコストがかかったのかを表すものです。

NPO法人の通常の活動以外によって生じる収益・費用がある場合には、「経常外収益」、「経常外費用」の欄を作り、記載します。



貸借対照表

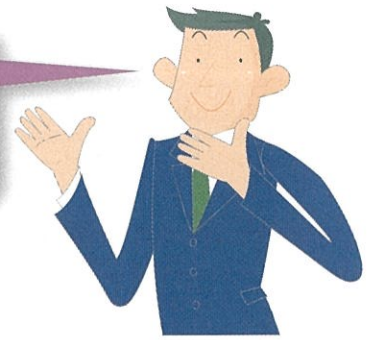
平成〇〇年度 貸借対照表
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

科目・摘要	金額 (単位: 円)
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	****
未収金	****
流動資産合計 (A)	****
2 固定資産	
(I) 有形固定資産	
車両運搬具	****
什器備品	****
有形固定資産計	****
固定資産合計 (B)	****
資産合計 (C) = (A) + (B)	****
II 負債の部	
1 流動負債	
短期借入金	****
未払金	****
預り金	****
流動負債合計 (D)	****
2 固定負債	
長期借入金	****
固定負債合計 (E)	****
負債合計 (F) = (D) + (E)	****
III 正味財産の部	
前期繰越正味財産 (G)	****
当期正味財産増加(減少)額 (H) = (I) - (G)	****
正味財産合計 (I) = (C) - (F)	****
負債及び正味財産合計 (K) = (F) + (I)	****

「資産合計」と「負債及び正味財産合計」は一致します。

注記

「計算書類の注記」は、「活動計算書」や「貸借対照表」を補足するものですが、「活動計算書」や「貸借対照表」では表すことができない有益な情報をたくさん表すことができます。



注記に記載する項目（該当する項目がなければ記載する必要はありません。）

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- ③事業費の内訳又は事業別損益の状況を注記する場合にはその内容
- ④施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び計算方法
- ⑤ボランティアとして活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び計算方法
- ⑥用途等が制約された寄附等の内訳
- ⑦固定資産の増減内訳
- ⑧借入金の増減内訳
- ⑨役員及びその近親者との取引の内容
- ⑩その他NPO法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項



NPO法人が作成すべき会計書類としては、「財産目録」は、付属的な位置付けになりました。

財産目録

平成〇〇年度 財産

平成〇〇年〇〇月〇〇日現

科目・摘要			
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金 〇〇銀行〇〇支店			
未収金			
未収会費 〇〇年度会費△人分	****		
流動資産合計(A)			
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具			
軽自動車1台	****		
什器備品			
パソコン1台	****		
有形固定資産計	****		
固定資産合計(B)			
資産合計(C)=(A+B)			
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金 〇〇銀行〇〇支店	****		
未払金	****		
預り金	****		
流動負債合計(D)			
2 固定負債			
長期借入金 〇〇銀行〇〇支店	****		
固定負債合計(E)	****		
負債合計(F)=(D+E)		****	
正味財産(G)=(C-F)			****

口座番号の記載は不要です。

注記

平成〇〇年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（平成23年11月20日 NPO法人会計基準協議会）によっています。

事業別損益の状況

科目	A事業費	B事業費	C事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
受取会費					xxx	xxx
受取寄附金	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
受取助成金等	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx
事業収益	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx
その他収益					xxx	xxx
経常収益計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
II 経常費用						
人件費						
役員報酬					xxx	xxx
給料手当	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
法定福利費	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
人件費計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
その他経費						
旅費交通費	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx
消耗品費		xxx	xxx	xxx		xxx
地代家賃					xxx	xxx
減価償却費	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
その他経費計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
経常費用計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期経常増減額	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	xxx	〇〇体育館使用料金表によっています。

固定資産の増減内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具		xxx		xxx	△xxx	xxx
什器備品	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx

収支計算書から活動計算書へ

収支計算書

収支計算書

特定非営利活動法人 かがわ
平成24年度 特定非営利活動に係る事業会計 収支計算書
平成24年4月1日～平成25年3月31日

科目	金額	
(経常収支の部)		
I. 経常収入の部		
1. 会費収入		50,000
2. 事業収入		
○事業収入	1,600,000	
×事業収入	500,000	2,100,000
3. 寄附金収入		100,000
4. その他収入		
受取利息	1,000	
雑収入	2,000	3,000
経常収入合計		2,253,000
II. 経常支出の部		
1. 事業費		
○事業支出	1,400,000	
×事業支出	600,000	2,000,000
2. 管理費		
役員報酬	50,000	
地代家賃	80,000	
消耗品費	10,000	140,000
経常支出合計		2,140,000
経常収支差額		113,000
III. その他資金収入の部		
短期借入金収入	200,000	200,000
その他資金収入合計		200,000
IV. その他資金支出の部		
備品購入支出	250,000	250,000
その他資金支出合計		250,000
その他資金収支差額		△ 50,000
当期収支差額		63,000
前期繰越収支差額		300,000
次期繰越収支差額		363,000
(正味財産増減計算の部)		
V. 正味財産増加の部		
1. 資産増加額		
当期収支差額(再掲)	63,000	
備品購入支出額	250,000	313,000
2. 負債減少額		0
増加額合計		313,000
VI. 正味財産減少の部		
1. 資産減少額		
減価償却費	40,000	40,000
2. 負債増加額		
短期借入金収入額	200,000	
減少額合計		240,000
当期正味財産増加額		73,000
前期繰越正味財産		200,000
次期繰越正味財産		273,000

活動計算書

活動計算書

特定非営利活動法人 かがわ
平成24年度 活動計算書
平成24年4月1日～平成25年3月31日

科目	金額	
I. 経常収益		
1. 受取会費		50,000
2. 受取寄附金		100,000
3. 事業収益		
○事業	1,600,000	
×事業	500,000	2,100,000
4. その他収益		
受取利息	1,000	
雑収入	2,000	3,000
経常収益計		2,253,000
II. 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,200,000	
臨時雇賃金	400,000	
法定福利費	150,000	
人件費計	1,750,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	100,000	
通信運搬費	90,000	
保険料	60,000	
減価償却費	10,000	
その他経費計	260,000	
事業費計		2,010,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
人件費		
(2) その他経費		
地代家賃	80,000	
消耗品費	10,000	
減価償却費	30,000	
その他経費計	120,000	
管理費計		170,000
経常費用計		2,180,000
当期正味財産増減額		73,000
前期繰越正味財産額		200,000
次期繰越正味財産額		273,000

「減価償却費」は「事業費」と「管理費」にそれぞれ記載します。

この部分は記載不要です。
収支計算書の「その他資金収支の部」「正味財産増減計算の部」は活動計算書には記載しません。

活動計算書は、正味財産の増減を表すものです。

これまで、「固定資産」や「借入金」は、貸借対照表に計上するとともに、収支計算書にも計上する必要がありました。これらは正味財産の増減ではありませんので、活動計算書には記載する必要がありません。同じ意味で、「固定資産の減価償却費」は正味財産の増減ですので活動計算書に計上します。

活動計算書では、経常費用を「事業費」と「管理費」に区分して記載します。
両方にかかっている事務所家賃や人件費などは、割合を決めて按分します。

事業部門と管理部門が区別されていない小規模な法人では、まずは、次の業務を管理部門とし、それ以外は事業部門に係る業務と考えます。(管理部門に該当するもの：総会や理事会の開催業務、会報の発行業務、会計業務、登記業務、人事や労務関係の業務など) また、事業部門と管理部門に共通する経費が出てきたときには按分する割合(従事割合や面積割合など)を決めて計算します。

